

# 第10章 運営体制

## 【運営体制の基本方針】

指定管理団体である白老町を中核に、庁内所管課や地域住民などとの連携を強め、後世まで引き継がれる官民一体の運営体制を確立する。

### 第1節 運営体制の構築の方向性

本史跡の保存・活用を担う白老町教育委員会は、土地所有者などに理解や協力を求め、地域との連携と協働による運営体制の構築に取り組む。

関係機関との連携に当たっては、必要に応じて北海道教育委員会から指導や助言を仰ぎながら、各所管課との役割分担を明確にすることや、行政のみならず、地域住民や関連団体などと連携することが持続的な体制を構築する上では不可欠である。

以上の点を踏まえて、運営体制を構築するための方向性を示す。

- (1) 国民共有の財産であり、かけがえのない本史跡の保存・活用体制の充実を図る。
- (2) 文化庁や北海道教育委員会との連携を強化し、本史跡の保存・活用の進め方について、適宜、指導や助言を受ける。
- (3) 本史跡を適切に保存管理し、持続可能な整備を進めていくため、各所管課による横断的な体制を構築する。
- (4) 本史跡の日常的な維持管理は、土地所有者や地域住民、ボランティアが積極的に参加できるような体制の確立と支援を行うとともに、業務の一部は民間業者などへの委託を検討する。

### 第2節 運営体制の構築の方法

#### (1) 体制の充実

白老町教育委員会は、国民共有の財産であり、かけがえのない本史跡の保存・活用を担う元陣屋資料館に適切な職員配置を行い、本質的価値を明らかにするための調査・研究体制の充実を図る。また、「白老町文化財等運営審議会」のほか、本史跡の調査・研究、保存・活用に関わる「史跡白老仙台藩陣屋跡整備委員会（仮称）」を設置し、有識者などからの指導を得ながら、本計画を遂行する体制をとる。

#### (2) 関係機関等との連携体制の強化

文化庁や北海道教育委員会との連携をより一層強化し、指導や助言を受けながら本史跡の保存・活用を推進する。また、町内外を問わず本史跡の保存・活用に携わる団体のほか、大学や研究機関などとも情報交換を密にし、共同事業や共同研究などを検討し実践する。

#### (3) 庁内横断的な体制による保存・活用の強化

本史跡の保存・活用について全庁的な取組が進められるように、建設課、総務課危機管理室、農林水産課、経済振興課、企画課などの各所管課と情報共有し、庁内の横断的な取組を推進する。また、本計画に基づく現状変更の取扱基準の適切な運用を図るため、自然環境や防災などについて、各所管課との情報共有を図る。

#### (4) 地域との連携と協働による管理運営

本史跡の保存・活用は、行政と地域住民が協力して行えるように、環境を整備することが望ましい。仙台藩白老元陣屋資料館友の会や各種文化団体、土地所有者などと情報共有及び事業連携を検討する。なお、史跡指定地外の保存管理については、土地所有者への本計画内容の周知や関係者との協議を通じて、本計画の内容の遂行について理解と協力を求め、各種開発行為は遺構の保存や良好な景観の保全に支障のない範囲に留まるように、適切な措置を講じる。

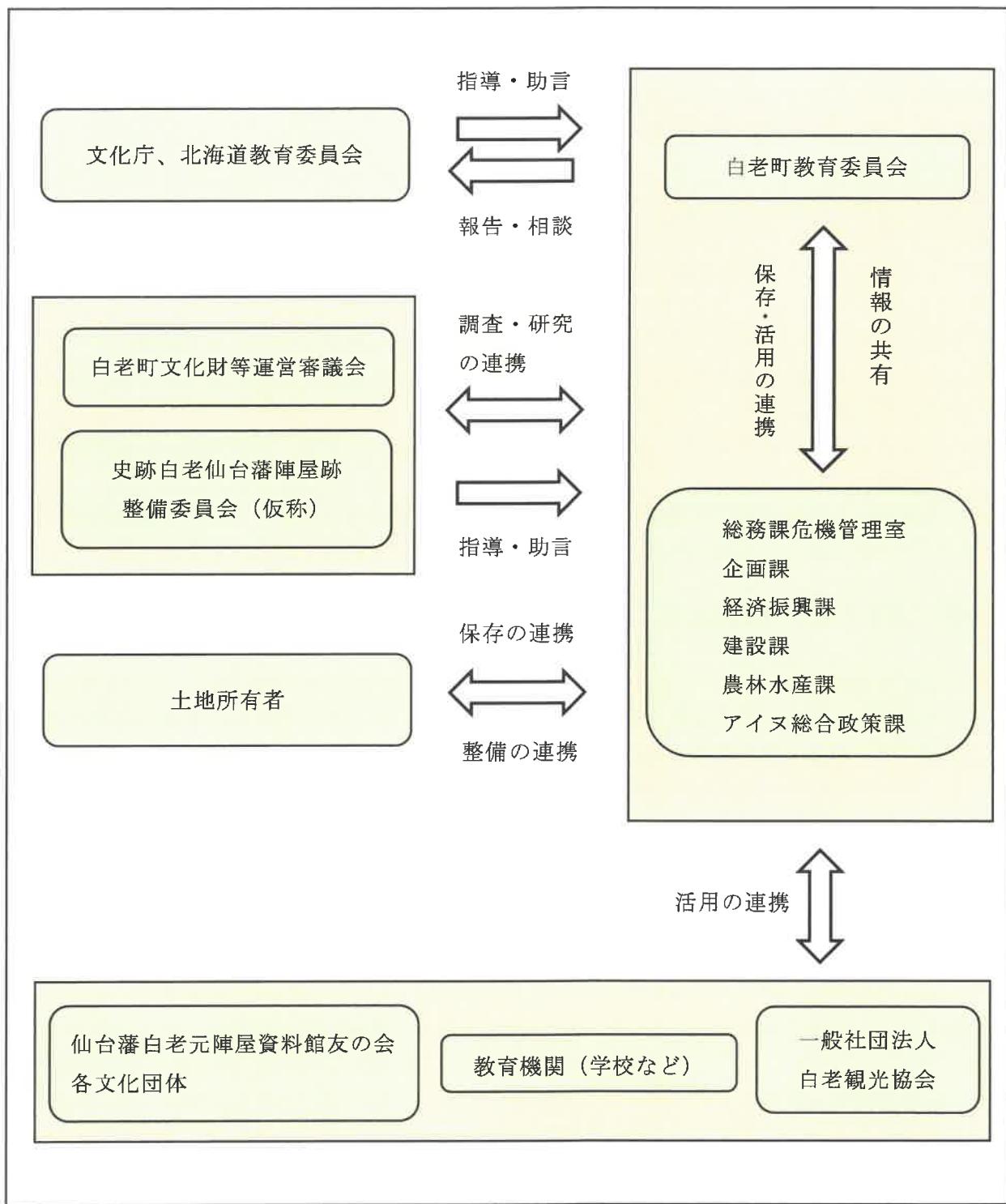


図 58 運営体制のイメージ

# 第11章 施策の実施計画

## 第1節 施策の実施期間の区分

本計画に基づく施策の実施期間を令和3～12年度と定め、前期（令和3～7年度）及び後期（令和8～12年度）に区分する。

なお、本計画に基づき実施する整備事業の評価と見直し、および後期に策定する「文化財保存活用地域計画」の内容を受けて、令和13年度以降に改めて保存活用計画を策定する。

## 第2節 施策の実施期間と実施概要

### （1）前期の実施概要（令和3～7年度）

本質的価値の更なる解明に向けた植生、発掘、文献などの調査を進め、それらの成果を基に整備基本計画の策定を行う。

保存のための整備は、遺構の保存に影響を及ぼす樹木の伐採と、き損している遺構の復旧を最優先で行う。

活用のための整備は、サイン類の更新や周遊路の再整備を段階的に取り組み、本史跡の周知や理解の促進につながる普及活動、学習用ツールの開発や絵図面の複製を並行して実施する。

以上に加え、遺構の保護に関して緊急性を要する状況が明確になった場合は、文化庁や北海道の指導・助言を得て、可能な限り速やかな実施に向けた調整に着手する。

表50 前期の実施概要

項目／期間	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本事項					
整備基本計画策定					
基本設計					
実施設計					
植生調査					
発掘、地質調査					
文献、絵図面調査					
整備					
樹木の伐採					
遺構の復旧					
サイン類の更新					
周遊路の再整備					
学習用ツールの開発					
絵図面の複製					

## (2) 後期の実施概要

後期は、新たに解明された本質的価値の発信に必要なサイン類の整備、来訪者が安全・快適に本史跡を周遊できる環境整備を行う。

表 51 実施計画の概括表

項目／期間	前期 (令和 3～7 年度)	後期 (令和 8～12 年度)	後年次 (令和 13 年度～)
<b>基本事項</b>			
整備基本計画策定、基本設計、実施設計			
文化財保存活用地域計画の策定			
保存活用計画の経過観察と見直し			
本質的価値の顕在化や解明に向けた各調査			
<b>保存管理（全期共通）</b>			
現状変更等の取扱基準に沿った、適切な保存管理の実施			
「本質的価値を表す諸要素」及び「史跡の理解に有効な諸要素」や「史跡の保存・活用に有効な諸要素」の定期的な点検とモニタリング			
災害発生時などにおける遺構等の応急措置			
<b>活用（全期共通）</b>			
本史跡の周知につながる継続的な情報発信			
本史跡の認知度や関心を高める講座やレクリエーションの実施			
本史跡の拠点施設との連携、本史跡を核とした文化財などのネットワーク形成			
<b>整備</b>			
保存のための整備	解明された遺構などの復元		
	き損している遺構などの復旧		
	遺構の保存に影響を及ぼす樹木の伐採		
	堀割などの滯水状態の改善		
活用のための整備	本質的価値発信のための整備		
	来訪者が安全・快適に本史跡を利用するための整備		
	遺構の平面及び立体展示		
	老朽化した施設などの改修や再整備		
<b>運営体制（全期共通）</b>			
有識者などからの指導を得ながら、本計画を遂行する運営体制の充実			
大学や研究機関などとの情報交換、関係機関などとの連携体制の強化			
自然環境や防災などへの対応についての情報共有など、庁内の横断的な体制づくりの強化			
地域住民やボランティアからの協力を得た管理運営			
<b>公有化（全期共通）</b>			
土地所有者、関係機関や地権者からの理解と協力を得ながら必要に応じて公有化を実施			
<b>追加指定（全期共通）</b>			
本史跡にとって極めて重要な遺構や遺物などが確認された場合には、追加指定を検討			

## 第12章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

本史跡を適切に保存・活用していくため、本計画では第7章から第10章にかけて保存管理、活用、整備、運営体制の方針及び方法を示した。それらの進捗状況や見直しの必要性などは、定期的な点検・評価を経ながら進めていく必要がある。そして、本史跡の本質的価値を確実に後世へとつなげていくため、『マネジメント報告書』に示されるP D C Aサイクル（PLAN、DO、CHECK、ACTION）を基本としたマネジメントを進めていく。

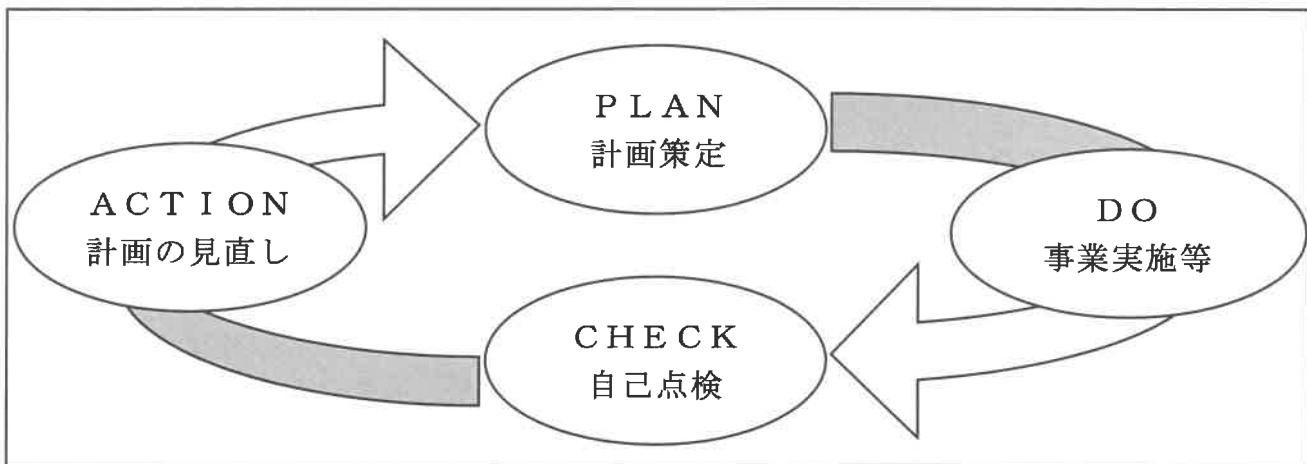


図59 マネジメントサイクル模式図

### 第2節 経過観察の方法

本史跡の経過観察及び点検・評価は、本計画策定後の5年目に白老町教育委員会が史跡白老仙台藩陣屋跡整備委員会（仮称）の委員、各所管課、地域住民からの協力を得て行い、その結果に基づき、事業内容、予算や運営体制の見直しに反映させる。

なお、本計画における点検は、『マネジメント報告書』に掲載された自己点検表を基に作成した「点検票」を用いて実施する。

表 52 自己点検票

史跡白老仙台藩陣屋跡 自己点検票				
項 目	実 施 例	取 組 状 況		
		未 取 組	計 画 中	取 組 総 決
(1) 基本情報に関すること	史跡指定標柱等は適正に設置されているか	1	2	3
	史跡指定境界標は適正に設置されているか	1	2	3
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか	1	2	3
	説明板は設置されているか	1	2	3
(2) 計画策定等に関すること	保存活用計画に基づいた、保存管理、活用、整備、運営体制がなされているか	1	2	3
(3) 保存に関すること	史跡指定時の本質的価値について十分把握できているか	1	2	3
	調査等により史跡の価値の再確認はできているか	1	2	3
	専門職員、庁内関係各課、上位機関等との連携は十分に図れているか	1	2	3
	遺構の劣化状況や保存環境に関する調査はされているか	1	2	3
	災害対策は十分になされているか	1	2	3
(4) 管理に関すること	日常的な管理はなされているか	1	2	3
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか	1	2	3
	条例、規則、指針等、史跡及び環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3
(5) 公開、活用に関すること	公開は適切に行われているか	1	2	3
	史跡等の本質的価値を学び理解する場所となっているか	1	2	3
	町民の文化的活動の場となっているか	1	2	3
	地域のアイデンティティの創出に寄与しているか	1	2	3
	文化的観光資源として活用されているか	1	2	3
	体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3
	パンフレット等は作成及び活用されているか	1	2	3
	外国人向けの対応はなされているか	1	2	3
(6) 整備に関すること	ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3
	整備基本計画は策定されているか	1	2	3
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3
	整備は遺構等に影響を及ぼしていないか	1	2	3
	修復において、しかるべき技術に基づいて実施されているか	1	2	3
	整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3
	整備における目指すべき将来像の姿を実施できているか	1	2	3
(7) 運営・体制・連携に関すること	整備基本計画に基づいて整備されているか	1	2	3
	運営は適切に行われているか	1	2	3
	体制は十分に整っているか	1	2	3
	各所管課、上位機関との連携は十分にできているか	1	2	3
(8) 予算に関すること	地域との連携は十分にできているか	1	2	3
	予算確保のための取組はあるか	1	2	3